

## 長期優良住宅認定申請チェックシート(木造一戸建て住宅)【R6.1月修正】

建築主氏名:					
	項目	チェック	確認事項	法等根拠	
全般	建築工事着手予定日		建築工事に着手する前に、認定申請(新築・増改築)が必要	Q&A(国交省監修)	
	手数料(確認書又は住宅性能評価書有)		一戸建て住宅:15,000円 他は略	手数料条例	
	提出部数		2部	施行細則	
添付書類	委任状 ※1		申請者が手続きを他者に委任する場合		
	「確認書」又は「住宅性能評価書 ※2」【写しも可】		登録住宅性能評価機関が発行		
	付近見取図		方位、道路及び目標となる地物		
	配置図		縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、空調設備等及びエネルギー消費性能向上設備の位置並びに配管に係る外部の排水ますの位置		
	仕様書(仕上げ表を含む)		部材の種類、寸法及び取付方法並びにエネルギー消費性能向上設備の種類		
	各階平面図		縮尺、方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法、階段の寸法及び構造、廊下及び出入口の寸法、段差の位置及び寸法、壁の種類及び位置、通し柱の位置、筋かいの種類及び位置、開口部の位置及び構造、換気孔の位置、設備の種類及び位置、点検口及び掃除口の位置並びに配管取出口及び縦管の位置	・規則第2条 ・施行細則	
	床面積求積図		床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式		
	立面図(2面以上)		縮尺、外壁、開口部及びエネルギー消費性能向上設備の位置並びに小屋裏換気孔の種類、寸法及び位置		
	断面図又は矩計図		縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ、軒及び庇の出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造		
	維持保全計画書		施行細則第1号様式		
	「居住環境基準」に適合する旨を証する書面の写し		(地区計画区域内)受理書の写 (区画整理内)土地区画整理法76条許可書の写		
	その他		基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、各部詳細図、各種計算書、機器表、状況調査書(増改築基準を適用する場合に限る)		
審査基準	居住環境基準		地区計画区域内:受理書(都市計画課)		・法6条1項3号 ・公告178号
			区画整理内:土地区画整理法76条許可(仮換地番号確認)		
			都市計画施設:都市計画法53条許可対象建物は申請不可		
	災害基準 ※3		地すべり防止区域外		・法6条1項4号 ・公告1454号
			急傾斜地崩壊危険区域外 ※急傾斜地崩壊防止工事の技術基準に基づく工事が施行された区域は除く(公共施行のみ)		
			土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)外		
住戸面積		戸建て住宅:床面積の合計75㎡以上、かついずれかの階で40㎡以上必要(階段部分を除く ※4)	・法6条1項2号		
維持保全計画		点検部位(構造躯体、屋根・外壁・開口部等、設備)ごとに点検項目の明示	・法6条1項5号		
		点検時期は10年以内ごとに30年間を明記			
		地震時及び台風時に臨時点検の実施を明記			
資金計画		建築・維持保全に要する費用が著しく不適切でないことを確認	・法6条1項5号		

【表中、下線部分】「確認書・住宅性能評価書」を使用した場合の必要な図書等を示す。

※1 委任状がない場合は、代理者の申請書の加筆、修正等は不可

※2 住宅の構造及び設備かどうかの長期使用構造等であるかどうかの確認の結果が「適合」

※3 静岡県地理情報サービスで区域外か確認

地すべり防止区域:ハザードマップ→指定区域(砂防三法)マップ→砂防三法 地すべり防止区域(磐田市内なし)  
急傾斜地崩壊危険区域:ハザードマップ→指定区域(砂防三法)マップ→砂防三法 急傾斜地崩壊危険区域  
土砂災害特別警戒区域:ハザードマップ→土砂災害特別警戒区域マップ→特別警戒区域

※4 階段の下部を便所、収納等、又は自由に行き来できる空間など、居住スペースとして利用できる場合は床面積に算入可